

平成 2 7 年

6 月定例会提案議案概要

6 月 1 日送付

6 議案

- ・ 専決処分 2 議案
- ・ 補正予算 1 議案
- ・ 条例 2 議案
- ・ 事件議案 1 議案

専決処分予算関係

■3/31 付専決

議案第 61 号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 1 号）

平成 26 年度長浜市一般会計補正予算（第 10 号）

【内容】

歳入

特別交付税、各種交付金等の額の確定による増額（2,111,508 千円）。

庁舎建設整備基金等からの繰入れの減額（△1,196,288 千円）。

歳出

減債基金積立額等の歳出予算の増額（915,220 千円）。 ※予算総額を 915,220 千円増額。

専決処分条例関係

■3/31 付専決

議案第 62 号 専決処分事項の承認を求めることについて（専決第 2 号）

長浜市税条例等の一部改正

地方税法等の一部を改正する法律等が平成 27 年 3 月 31 日公布、同年 4 月 1 日に施行されたことから、本市条例等の一部を改正したものです。

【主な改正内容】

①個人市民税に関する事項

（ア）所得税における住宅ローン減税制度の適用期限が1年半延長されることに伴い、個人市民税における住宅ローン減税制度の適用期限も1年半延長する。

（現行：平成39年度まで 改正後：平成41年度まで）

（イ）ふるさと納税ワンストップ特例制度が導入されることに伴い、個人の市民税の寄付金控除額に係る申告の特例規定を設ける。

②法人市民税に関する事項

法人市民税均等割の税率適用区分である「資本金等の額」について、基準規定を改正する。

③軽自動車税に関する事項

（ア）原動機付自転車及び二輪車に係る税率の引上げについて、適用開始を1年間延長し平成28年度分からとする。

（イ）一定の環境性能を有する軽四輪等について、グリーン化特例（平成28年度の軽自動車税の減免）が導入されたことに伴い、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた軽自動車について平成28年度軽自動車税に限り軽課を行うもの。

車 種 区 分				現行	改正案		
				標準税率	軽課		
					75%軽減	50%軽減	25%軽減
軽	3 輪 ※1			3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
自	4 輪 以上 ※1	乗用	営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円

動 車		自家用	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		貨物用	営業用	3,800 円	1,000 円	1,900 円
		自家用	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円

対象及び軽減割合

<軽乗用車>

対象車	内 容
電気自動車 天然ガス自動車	税率をおおむね 75%軽減
平成 32 年度燃費基準 +20%達成車	税率をおおむね 50%軽減
平成 32 年度燃費基準 達成車	税率をおおむね 25%軽減

<軽貨物車>

対象車	内 容
電気自動車 天然ガス自動車	税率をおおむね 75%軽減
平成 32 年度燃費基準 +35%達成車	税率をおおむね 50%軽減
平成 32 年度燃費基準 +15%達成車	税率をおおむね 25%軽減

④固定資産税に関する事項

(ア) 事業所内保育事業（利用定員 6 人以上）の用に供する固定資産について、固定資産税の非課税措置を新設する。

※長浜市該当なし

(イ) 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の特例措置に「わがまち特例」を適用する。

※特例措置の割合 軽減率 2/3 長浜市該当なし

施行日：③（ア）平成 27 年 3 月 31 日

③（ア）以外 平成 27 年 4 月 1 日

補正予算関係

議案第 63 号 平成 27 年度長浜市一般会計補正予算（第 1 号）

条例関係

所管課	内 容
税務課	<u>議案第 64 号 長浜市税条例の一部改正について</u> 地方税法等の一部を改正する法律等が平成 27 年 3 月 31 日公布、同年 4 月 1 日に施行されたことから、本市条例の一部を改正するものです。 【主な改正内容】 ①番号法（マイナンバー制）の施行に関する事項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行に伴い、個人番号、法人番号についての規定を整備する。 ②個人市民税に関する事項 所得税において出国時に未実現のキャピタルゲインに対する譲渡所得を課税する特例が創設されることに伴い、個人市民税の所得割課税標準に含めない規定を整備する。 ③法人市民税に関する事項

	これまで法人税法で定められていた、法人市民税における外国法人の恒久的施設に係る課税に関する規定について、今回地方税法にて規定が設けられたことに伴い、所要の規定を整備する。 ④たばこ税に関する事項 たばこ税の特例税率の廃止に伴い、市たばこ税に関する経過措置の規定を設ける。 ※対象品目：紙巻たばこ 3 級品（わかば、echo 等） 現行税率 2,495 円（1,000 本につき） 改正案 平成 28 年度 2,925 円 平成 29 年度 3,355 円 平成 30 年度 4,000 円 平成 31 年度以降 5,262 円 ⑤市税の減免申請期限に関する事項 減免を受けようとする者の利便性を考慮し市税の減免申請期限について改正する。（現行：納期限の 7 日前 改正案：納期限） 対象税目：市民税・固定資産税・軽自動車税・特別土地保有税 施行日：①、② 平成 28 年 1 月 1 日 ③、④ 平成 28 年 4 月 1 日 ⑤ この条例の公布の日																																									
文化スポーツ課	<u>議案第 65 号 長浜市民スポーツ施設条例の一部改正について</u> ①長浜市民庭球場に関する事項 豊公園内の長浜市民庭球場の改修（砂入り人工芝化）にともない、使用料の改定を行うことから、本市条例の一部を改正するものです。 <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="3">使用料</th></tr><tr><th>現行</th><th>改正案</th><th>練習コート</th></tr><tr><td rowspan="6">コート一面</td><td rowspan="4">入場料を徴収しない場合</td><td>長浜市内に住所を有するもの</td><td rowspan="4">1 時間</td><td>200 円</td><td>700 円</td><td>200 円</td></tr><tr><td>長浜市内の幼児・児童</td><td>200 円</td><td>400 円</td><td>100 円</td></tr><tr><td>長浜市内のスポーツ少年団</td><td>100 円</td><td>400 円</td><td>100 円</td></tr><tr><td>長浜市外に住所を有するもの</td><td>400 円</td><td>1,400 円</td><td>400 円</td></tr><tr><td colspan="3">入場料を徴収する場合</td><td>400 円</td><td>1,400 円</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="3">長浜市等及び指定管理者が主催</td><td>100 円</td><td>400 円</td><td>100 円</td></tr></table>	区分			単位	使用料			現行	改正案	練習コート	コート一面	入場料を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するもの	1 時間	200 円	700 円	200 円	長浜市内の幼児・児童	200 円	400 円	100 円	長浜市内のスポーツ少年団	100 円	400 円	100 円	長浜市外に住所を有するもの	400 円	1,400 円	400 円	入場料を徴収する場合			400 円	1,400 円	—	長浜市等及び指定管理者が主催			100 円	400 円	100 円
区分						単位	使用料																																			
			現行	改正案	練習コート																																					
コート一面	入場料を徴収しない場合	長浜市内に住所を有するもの	1 時間	200 円	700 円	200 円																																				
		長浜市内の幼児・児童		200 円	400 円	100 円																																				
		長浜市内のスポーツ少年団		100 円	400 円	100 円																																				
		長浜市外に住所を有するもの		400 円	1,400 円	400 円																																				
	入場料を徴収する場合			400 円	1,400 円	—																																				
	長浜市等及び指定管理者が主催			100 円	400 円	100 円																																				

	又は共催する場合			
	②運動広場に関する事項 高時川運動広場ゲートボール場の管理運営を中心的な利用団体に委託することで、より効率的、効果的な機能維持と利用者満足度の高まる施設の管理運営を図るため、本市条例の一部を改正するものです。 施行日：①平成 27 年 10 月 1 日 ②平成 27 年 7 月 1 日			

事件関係

所管課	内 容
契約検査課 (道路河川課)	<u>議案第 66 号 財産の取得について</u> 目的：除雪ドーザの購入 財産の種類等：除雪ドーザ 1 台 契約方法：指名競争入札 契約金額：23,800,000 円 契約の相手方：長浜市新栄町 4 8 4 番地 株式会社新栄自動車 代表取締役 田附 淑子

諮問関係

人権施策推進課	<u>諮問第 9 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて</u> 人権擁護委員法の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することについて、議会の意見を求めるものです。 (住所) (氏名) 長浜市中野町 5 9 2 番地 大村 治 (新任) 任期：平成 27 年 10 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日 (3 年 3 か月)
---------	---

報告関係

- ・ 繰越明許費等の繰越しについて（報告）

- ・ 市長の指定専決

地方自治法第180条第1項の規定に基づく指定専決処分の報告

損害賠償の額を定めることについて 11件

除雪車による事故 7件

公用車による事故 1件

老朽化した市公共物による家屋損傷事故 1件

家屋調査時における床損傷事故 2件

- ・ 出資法人の経営状況（地方自治法第243条の3第2項 出資法人25%以上）

長浜市土地開発公社

- ・ 債権の放棄について（報告）

放棄件数及び金額：50件 17,418,153円

- ・ 平成27年度徴収計画

- ・ 平成26年度診療費等債権の放棄について（報告） 病院事業

放棄件数及び金額：長浜病院 233件 14,388,329円 湖北病院 148件 11,354,207円

- ・ 平成27年度徴収計画 病院事業

第61号 平成26年度長浜市一般会計補正予算(第10号)[専決処分]の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	54,907,717	9,824,583	1,440,600	4,679,593	38,962,941
3月補正予算額(第10号)	915,220			△ 1,196,288	2,111,508
補正後予算額	55,822,937	9,824,583	1,440,600	3,483,305	41,074,449

1. 決算見込みによる予算整理 915,220

○減債基金積立金	210,947
○協働でつくる長浜まちづくり基金積立金	704,273

2. 特別交付税等の額の確定による財源更正

<歳入>

○特別交付税	2,014,331
○普通交付税	22,984
○各種交付金等	株式等譲渡所得割交付金、配当割交付金、地方消費税交付金等 74,193
○基金繰入金	▲ 1,196,288
	庁舎整備建設基金 ▲ 813,472
	地域福祉基金 ▲ 39,489
	中心市街地活性化基金 ▲ 298,416
	支所庁舎等再編整備基金 ▲ 44,911

■繰越明許費

○道路維持管理事業費	小室大路線整備	62,641	都市建設部道路河川課
------------	---------	--------	------------

第63号 平成27年度長浜市一般会計補正予算(第1号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	51,360,000	10,426,248	1,481,900	3,016,115	36,435,737
6月補正予算額(第1号)	112,600	77,300	20,000	15,300	0
補正後予算額	51,472,600	10,503,548	1,501,900	3,031,415	36,435,737

1. 補助採択によるもの

89,600

○消防団運営事業	消防団用備品(救命胴衣等)の整備	1,000【助成金:1,000】
○まちづくり支援事業	コミュニティ団体への助成(4団体)	8,300【助成金:8,300】
○文化芸術活動振興事業	市民オペラへの助成	3,000【助成金:3,000】
○地域農業担い手支援事業	経営体育成条件整備補助金 追加24件	24,000【県:24,000】
○特産品育成事業	地域経済循環創造事業交付金 「こんにゃく芋」の新産地創造事業	50,000【国:50,000】
○教育指導事務経費	文部科学省調査研究委託事業 新たな学校モデルの構築 道徳教育の抜本的改善・充実支援	1,300【国:1,300】 2,000【国:2,000】

2. 年度内に新たに予算措置が必要となったもの

23,000

○自主防災体制づくり事業	県防災行政無線更新	20,000【市債:20,000】
○(仮称)森の駅整備連携事業	トイレ棟整備負担金(設計業務)	3,000【ふるさと振興基金:3,000】